

令和8年度世界遺産登録10周年記念オリジナルロゴマーク等制作業務委託仕様書

1 事業名

令和8年度世界遺産登録10周年記念オリジナルロゴマーク等制作業務

2 事業目的

世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の登録10周年を記念し、その象徴となるオリジナルロゴマーク等を制作する。このことによって、本遺産群の認知度向上のほか、情報発信能力、ブランド力の強化等を図るとともに、本遺産群の魅力やイメージを国内外に広く発信する。なお、10周年記念事業終了後、本事業で作成したオリジナルロゴマークは、本遺産群のロゴマークとして使用する予定である。

3 委託期間

契約締結日より令和8年12月25日（金）まで

4 ロゴマーク等の主な使用用途

- (1) 10周年記念WEBサイト、SNS等での広報活動
- (2) 各種広報媒体（ポスター、チラシなど）
- (3) 事務用品（名刺、封筒など）
- (4) 各種ノベルティグッズなど
- (5) その他、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群のPRにつながるもの。

5 業務内容（ロゴマークデザイン開発業務）

- (1) ロゴマークデザインの制作

【前提条件】

（デザインに関する条件）

- ・ 本遺産群の価値である「価値観の交流」（日本の国家基盤形成に不可欠であった対外交流の実態を物語る）と「文化的伝統」（約1600年前から現在まで継続する信仰）が表現されたデザインであること。
- ・ 10周年記念事業終了後も継続して本遺産群のロゴマークとして、長期的・普遍的に使用できるデザインとすること。
- ・ 一貫したデザインシステムに基づき、掲載する媒体や条件に応じて、形状や色彩が展開できるデザインとすること。
- ・ なお、著作権侵害等のリスクを排除するため、AI（人工知能）を使用して生成した画像やデザインの使用は禁止とする。

（権利・契約に関する条件）

- ・ 成果物に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計などを使用した結

果生じる責任は、受託者が負うものとする。

- ・ 素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利について交渉・処理は、原則受託者が行うこととし、これに要する経費は委託料に含まれるものとする。
- ・ 採用されたロゴマーク（以下、「採用作品」という。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会に帰属するものとする。
- ・ 受託者は採用作品に関する同一性保持権（著作権法第20条）及び著作者人格権その他一切の権利を行使しないものとする。
- ・ 受託者は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会が採用作品の商標及び意匠の出願・登録を行うことを予め承諾するものとする。
- ・ その他、採用作品の権利等の取扱いに関する詳細については、契約において定めるものとする。

【ロゴタイプに求める条件】

- ・ 次の世界遺産正式名称（日本語及び英語）を組み込んだロゴタイプを制作すること。
[日本語]「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
[英語] The Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region
- ・ 発注者が発行する公式広報物（リーフレット等）が5言語（日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字））で展開されていることを踏まえ、多言語の媒体においても調和するデザインとすること。
- ・ カラー版に加え、モノクロ版（単色・白抜き）の両方で制作すること。
- ・ 視認性や可読性（ユニバーサルデザイン）に配慮すること。
- ・ シンボルマークと組み合わせて使用する場合及びロゴタイプ単独で使用する場合のいずれにおいても、全体として調和の取れるデザインとすること。

【シンボルマークに求める条件】

- ・ 本遺産群の核心的な価値である以下の2つの要素を内包し、それらが視覚的に表現されたデザインであること。
価値観の交流：日本の国家基盤形成に不可欠であった対外交流の実態
文化的伝統：約1600年前から現在まで途絶えることなく続く信仰
- ・ カラー版に加え、モノクロ版（単色・白抜き）の両方で制作すること。
- ・ 視認性や可読性（ユニバーサルデザイン）に配慮すること。
- ・ ウェブサイトや印刷物（ポスターから名刺サイズまで）での広報活動に加え、記念グッズ（ピンバッジ、布製品、アクリル製品等）への展開も想定し、極小サイズへの縮小や多様な材質での再現性に優れた汎用性の高いデザインとすること。
- ・ ロゴタイプと組み合わせて使用する場合（ロゴマークとしての展開）のほか、シンボルマーク単体で使用する場合のいずれにおいても、機能的で魅力的なデザインとすること。

【ロゴマークに求める条件】

- ・ 上記で制作したシンボルマーク及びロゴタイプを組み合わせたパターンについて、縦組み及び横組みの両方を制作すること。
- ・ シンボルマークとロゴタイプを組み合わせた際に、サイズやウエイト（線の太さ）のバランスが適

正であり、全体として調和のとれた一体感のあるデザインとすること。

- ・ 「ユネスコ世界遺産リンク・ロゴマーク」と併用することを想定し、所定のレギュレーション（アイソレーション等の使用規定）に配慮した上で、併用時のレイアウトや全体バランスが確認できる展開イメージを作成し、納品すること。

(2) PR ポスターのデザイン案の作成

- ・ 世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群登録 10 周年を広く内外に周知するため、本業務で制作するロゴマークを活用し、駅やガイダンス施設等での掲示を想定したポスターデザインを 1 種類（1 案）制作すること。
- ・ デザインの表現方法は、10 周年のコンセプトに基づき、実写写真を使用せず、イラストレーション、タイポグラフィ、図形等を主体としたグラフィックデザインとすること。

(3) 各種ノベルティグッズの提案

- ・ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録 10 周年を広く周知・PR するため、本業務で制作するロゴマークを活用したノベルティグッズ（イベント用スタッフユニフォーム、缶バッジ、クリアファイル等）の展開デザイン及び品目を提案すること。

当該ノベルティグッズの実物製作（印刷・製造等）に係る費用は、本業務の委託料（予算）には含めないものとする。ただし、今後の製作に向けた実現可能性や費用感を評価するため、企画提案時に別途、提案するノベルティグッズの製作に係る概算見積書（想定ロット数に基づく単価や参考価格）を成果品として提出すること。

(4) ガイドラインの作成

ロゴマークの使用及び運用にあたってのガイドラインを作成すること。作成にあたっては、以下の基本項目について記載するほか、本業務の過程において発注者と協議の上必要とされた事項について記載すること。

- ・ コンセプト及びモチーフの解説
- ・ 基本形の提示
- ・ バリエーションの提示（組合せ・配置・展開例）
- ・ 色の指定（フルカラー・モノクロ（濃淡有無）・単色）
- ・ 使用可能なバリエーションの規定
- ・ スケーリング規定（最小サイズ等）
- ・ アイソレーション規定（不可侵領域）
- ・ 視認性確保の規定（画像・写真上での展開など）
- ・ 使用禁止例の提示、展開時の禁止事項の設定

6 成果品

(1) 成果品（ガイドライン）の納品

制作したロゴマーク等の成果物を以下により提出すること。

- ① 出力紙 各 3 部
- ② 電子媒体（CD-R 等） 3 部

データ形式は AI 形式、PDF 形式、画像形式（Jpeg 又は PNG）とする。

なお、データ形式については、事業者決定後に変更する場合がある。
ガイドラインとロゴデータを No. などでリンクさせること。

(2) 期限と納品場所

期限：令和8年12月25日（金）

場所：福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課

7 その他委託に関する事項

- (1) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書及び実施工程表を作成し、発注者へ提出すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。なお明示のない事項であっても社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 本業務で得られた成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、履行確認の時をもって、「神宿の島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (5) 受託者は信義を守り、誠実に業務を履行すること。

8 連絡先

福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課

TEL：092-643-3162 FAX：092-643-3163 E-mail：sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp